

令和2年度における障害者就労施設等からの  
物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

## 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等(法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。)からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達については、「別紙1」の物品等全体で調達件数又は調達金額の合計が前年度実績を上回ることを目標とする。

## 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する項目

センターにおいては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

### (1) 調達方針の適用範囲及び調達の推進

調達方針は「別紙1」の物品等の調達に関して適用し、調達担当者は、障害者就労施設等から物品等の調達を推進する。また、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

### (2) 隨意契約の活用等

物品の調達に当たっては、資金の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則(平成22年4月1日細則第5号)第30条第9号を適用して障害者就労施設との随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法

律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するための必要な措置を講ずるよう努める。

（3）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

センターは、会計年度終了時に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要をセンターホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に報告する。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果実など
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繡品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス、役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おりぼり類折り、筆耕、文章の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援 事業所	障害者総合支援法第5条第13目に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護事業 所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の序助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施 設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設 (就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援 センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創造的活動又は生産活動の機会に提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあわせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多 数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れているか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害 者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援 団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。